

津幡町訓令第 5 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

津幡町情報セキュリティ委員会設置規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 4 日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

津幡町情報セキュリティ委員会設置規程等の一部を改正する規程

(津幡町情報セキュリティ委員会設置規程の一部改正)

第 1 条 津幡町情報セキュリティ委員会設置規程（平成 1 7 年津幡町訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「津幡町情報セキュリティに関する規則（平成 1 7 年津幡町規則第 1 号）第 1 1 条」を「津幡町情報セキュリティポリシー第 2 章 1 (8)」に改める。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (2) 情報セキュリティ対策に関すること。

第 3 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

(津幡町電子署名規程の一部改正)

第 2 条 津幡町電子署名規程（平成 1 9 年津幡町訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 号中「津幡町情報セキュリティに関する規則（平成 1 7 年津幡町規則第 1 号）第 2 条第 2 号」を「津幡町情報セキュリティポリシー第 1 章 2 (2)」に改める。

(津幡町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正)

第 3 条 津幡町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程（令和 7 年津幡町訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 4 条中「津幡町情報セキュリティに関する規則（平成 1 7 年津幡町規則第 1 号）」を「津幡町情報セキュリティポリシー」に改める。

第 4 5 条第 3 項中「津幡町情報セキュリティに関する規則」を「津幡町情報セキュリティポリシー」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。